- 1. 件名: 関西電力(株)高浜発電所第1号機及び第2号機に係る使用前確認の扱い に関する面談
- 2. 日時:令和4年3月30日 10時00分~10時45分
- 3. 場所:原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門 上田企画調査官、吉村主任原子力専門検査官、宇野主任原子力専門検査官

関西電力(株)

原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ マネジャー 他4名

5. 要旨

- ○関西電力(株)から、資料に基づき令和4年3月24日付けで認可した津波警報等が発表されない可能性のある津波への対策に伴う設計及び工事の計画(以下「当該設工認」という。)は、施設自体に工事等の変更を行うものではないとの説明があった。
- 〇原子力規制庁は、当該設工認に対する新たな使用前確認申請は行わず、特定重 大事故等対処施設に係る使用前検査申請書に当該設工認の認可番号を追記する 変更申請を行うよう伝えた。

6. その他

資料:高浜発電所1,2号機 特定重大事故等対処施設津波警報等が発表されない 可能性のある津波への対応に係る使用前事業者検査及び使用前確認の取り 扱いについて